

在留邦人の皆様へ

令和4年3月30日 在ボツワナ日本国大使館

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：追加接種（3回目接種）の対象年齢引き下げ

本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業の3回目接種について、3月29日より対象年齢を引き下げ、12歳以上の方も予約可能となりました（接種は4月5日より）。

海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業についてお知らせします。

本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業については、現在、在留邦人等を対象とした3回目の接種を実施しています。

これまで、3回目の接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日より対象年齢を引き下げ、12歳以上の方も予約可能となりました（接種は4月5日より）。なお、これらのワクチンの2回接種が未済の場合は、引き続き1・2回目接種が可能です。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細は、外務省海外安全HPに掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5～11歳の子どもに対するワクチン接種については、4月中旬をめどに開始すべく、検討中です。開始日が決まりましたら改めてお知らせします。

参考：当館ホームページ ボツワナにおける新型コロナウイルス情報

https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_information.html

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在ボツワナ日本国大使館 ホームページ：

https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391-4456

Email でのお問合せ: information@gr.mofa.go.jp